

返還猶予願

様式 55号-1

公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

年 月 日

私は、公益財団法人大阪府育英会から貸付を受けた奨学金又は入学資金について、下記の理由により別紙証明書を添えて返還の猶予を願い出ます。

借用人本人が自署し、必ず決定番号を記入してください。

決定番号	学別	採用年度	番号				フリガナ			
							借用人氏名	印		
							生年月日	年	月	日
住所	〒									
自宅電話	――				携帯電話	――				

返還猶予の理由 該当する願い出の理由に○を付してください。

願い出の理由	災害 (火災・風水害等)	傷病	生活保護 受給中	非課税	失業中	各種学校	留学	研究生 ・ 聴講生	学校 進学準備中	その他
育英会使用欄	1	2	3	4	5	17	18	20	21	7・26

・願い出に必要な証明書等やお知らせなど、必ず裏面をお読みください。

大阪府育英会 使用欄

状況

願い出をするにあたり、現在の状況(生活・家庭・収入など)を必ず記入してください。

返還の見込み 今後の返還の見込みについて必ず記入してください。

(記入例) 1日でも早く返還できる状況となり、大阪府育英会からの貸付金を約束どおり返還していきます。

返還の猶予中または返還の猶予期間終了後に、
お届けの住所、氏名、電話番号等の変更や勤務先が決まった場合は
必ず、大阪府育英会に届け出をしてください。

必要な証明書等

願い出の理由	願い出に必要な証明書等	証明書発行者
災害(火災・風水害等)	罹(り)災証明書等	市区町村長、消防署長
傷病	診断書等(就労困難との記載があること)	医師等
生活保護受給中	生活保護受給証明書	福祉事務所長・保健福祉センター長
非課税	非課税を証する書類	市区町村長
失業中	雇用保険受給資格者証又は、離職証明書等	公共職業安定所(ハローワーク)長等
各種学校	在学証明書(修業期間6ヵ月以上)	在学学校長
留学	在学証明書(留学期間6ヵ月以上) ※日本語訳を添付	在学学校長
研究生・聴講生	課税証明書等と在学証明書	市区町村長・在学学校長
学校進学準備中	進学準備中を証する書類	出身学校長又は担任教諭
その他	返還猶予事由を証するに足る証明書等	大阪府育英会にお問い合わせください。

・夜間又は通信制の各種学校に在学している方や、研究生・聴講生の場合は、課税証明書も併せて提出してください。

※所得状況によっては返還の猶予ができないことがあります。

返還猶予の承認のお知らせについて

- ・返還の猶予を承認したときは、借用人及び連帯保証人(連帯借用人)に返還の猶予を承認した通知を送付します。
- ・本会が返還の猶予を承認するまでは、返還金の請求は停止しません。また、猶予承認前に支払った返還金は返却できません。
- ・返還の猶予期間は、返還の猶予を承認した年度の4月～3月までの期間(1年度)です。
さらに、返還の猶予事由が継続するときは、1年度ごとの願い出が必要で、通算5年が限度です。
- ・返還の猶予期間中に返還をしたときは、返還未済額に充当され返還期日が順次繰上げとなります。

返還の猶予期間が終了したあとの手続き等について

- ・返還は猶予期間が終了した年の10月から始まりますので、同年の6月下旬から7月初旬に「返還開始のお知らせ」をお送りします。
- ・返還方法は口座振替(自動引き落とし)による月賦返還で、10月から毎月27日が返還期日となります。
(口座振替日が金融機関の非営業日の場合は、翌営業日になります。)

口座振替の申込みは、以下の2つの方法があります。

インターネットを利用した口座振替の申込み

- ・インターネットを利用した口座振替の申込みは、返還の猶予期間が終了した年の4月中旬から受付を開始しています。
- ・大阪府育英会のホームページ中段にある「Web口座振替受付サービスのご案内」をクリックし、案内を読まれてから申込みをお済ませください。
- ・返還状況により利用できない場合や、インターネットで申込みができない金融機関がありますのでご了承ください。

インターネット以外の口座振替の申込み

- ・6月下旬から7月初旬にお送りする「返還開始のお知らせ」に同封している、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」で口座振替の申込みをお済ませください。